

○後藤守議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き，通告順に発言を許します。

22番宇野隆子議員の発言を許します。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 皆さん，おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

昨日も同僚議員が話しましたが，2020年のオリンピック，パラリンピックの東京開催が決まりました。IOC総会の決定を尊重して，スポーツを通じて国際平和と友好を促進するというオリンピック精神の実現に努めることが重要であり，国民や都民の生活や環境と調和のとれた無理のない取り組みを進めることが求められると思います。東京開催に決まったということは，私もうれしい思いであります。

しかし，テレビのニュースで見えておりました非常に気になることがありました。それについて述べたいと思いますけれども，東京招致について内外からさまざまな不安と疑問の声が出されており，無条件の信認ではありません。

IOCプレゼンテーションで安倍首相が福島第一原発について，このように述べております。「状況はコントロールされている。健康問題については今でも将来も全く問題ない。完全に問題のないものにするために，抜本的解決に向けたプログラムを私が責任を持って決定し既に着手している」と述べまして，私もニュースでこの一部を聞きまして驚いたわけです。現状はコントロールどころか制御不能に陥って，放射能汚染水がどこからどう漏れ出しているのか全容すらわからない，対策も具体的にとれておりません。ただ，国際的な場で述べた以上，国際公約となるわけです。問題ないというなら，その根拠を国際的にも国民と国会の前にも明らかにして責任を果たす必要があると感じましたけれども，皆さんはニュースを見てどのように感じられたでしょうか。

さて，さきの参議院選挙では，衆参のねじれが解消したと言われますが，国民多数の声と政治とのねじれは一層深刻になっています。消費税増税，原発再稼働，憲法9条改定，TPP問題，米軍基地問題など，直面する国政の重要課題を巡って安倍内閣の姿勢と国民との矛盾はいよいよ深まり，激動的な危機が進展していかざるを得ないと，このように思います。

住民の暮らし，命を脅かす国の政治に対して，住民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果たすのが自治体の本来の仕事です。私はその立場から，市民の暮らし応援，福祉の充実，地域経済の活性化を求めて一般質問を行います。

最初に，東海第二原発の再稼働問題と地域防災計画について質問します。

1点目は，常陸太田市地域防災計画（原子力災害対策計画編）の見直しについて伺います。3・11巨大地震と大津波，東京電力福島第一原発の爆発は，過去の日本で起きたことのない世界でも例を見ない複合大災害となって日本を襲いました。原子力災害対策見直しの中心点は，福島の教訓を生かし切る，このことに尽きると思います。

私は昨年10月，日本共産党県北議員団の一行で，東京電力福島第一原発事故により大半が警

戒区域内に指定されていた福島県楢葉町を視察してまいりました。20キロ圏内警戒区域すれすれのところまで行ってきましたが放射能に汚染されて、測量計を持っていきましても、その線量は3.5マイクロシーベルトという大変な高線量でした。もちろん町民は誰ひとりおらず、田畑はセイタカアワダチソウが生い茂り、一面黄色の景色が続いておりました。家族や地域がばらばらにされ、町にいつ帰れるのか、実際にどれだけの町民が帰ってくるのかと、無念の思いで困難な避難生活を送っていることを思うと、本当に胸が痛み怒りが込み上げてきました。

福島第一原発が立地する双葉町では、井戸川前町長が震災翌日の朝、バスを待つより避難が先だと、マイカーに相乗りして逃げるように町民に指示をしております。北西に43キロメートル離れた川俣町の町長に直接電話をして受け入れを要請しました。遠くの自治体と協定を結んでおくべきだった、これまでの防災計画は役に立たなかったと悔しがり、福島の教訓を歴史に刻み、次の防災に生かしてほしいと痛切に語っております。

東海第二原発で大事故が起きたときどう対処するのか、市民の命、健康、財産、仕事、家族、培われてきた地域コミュニティなど、あらゆる市民生活と産業を守るため、どのような防災計画を作ろうとしているのか伺います。被災現場が発する生の声は大変貴重な警鐘だと思います。国の指針や県の計画に従うだけの見直しではなく、福島の教訓を生かすべく現地への視察調査を常陸太田市はどのように行ってきたのか、市の防災計画にどう生かすのか伺いたいと思います。

2点目は、住民の広域避難計画についてです。

茨城県知事は昨年3月の県議会で、東海第二原発30キロメートル圏内市町村の全人口が106万人と極めて多いことから、県内にあるバスを総動員しても1回に24万人しか搬送できないため、一斉避難は不可能だと述べました。県内のバスの約7,000台全てを動かすという机上の数字をもってしても一斉避難はできないという見解を示しましたが、本市が5万2,000人の市民を安全に30キロメートル圏外に避難させることができるのかどうか、実行可能と考えているのか、この点についてお伺いいたします。

3点目は、県から示されたシミュレーションを受けて、どのような段取りで避難計画を作るのか伺います。

県主導で広域避難計画年度内策定を目指すということが報道されています。県の原子力安全対策課は、避難シミュレーション36のパターンを示しておりますが、原発事故が単独で発生したという想定であり、地震や津波による被害は想定していないという大きな問題があります。まず、原発が危機的状態に陥ってから避難指示が出るが、道路はどこも通行可能である、停電はしておらず信号は生きている。半径5キロ圏の住民の避難を優先し、半径30キロ圏の住民は順序良く避難することを前提にしております。

3・11大震災では、本市も電気、水道などライフラインもストップして、293号の里川橋が損傷し通行止めになりました。県道では機初橋と栄橋付近、棚谷町地内が通行止め、市道も亀裂や崩落のため通行止めになりました。電話も不通で家族の安否確認もままならない不安とパニックの状態にありました。常陸太田市としては、どのような段取りで避難計画を作るのか伺います。

次に、東海第二原発について伺います。

1点目は、事故時の通報連絡体制についてです。

先日のJ-PARC事故でも通報の後れ、不正確さが問題になりました。3・11の際、日本原電から東海第二原発の非常事態を伝える常陸太田市への通報はどうだったのか、混乱の中でも通信が途絶える中、どのような連絡方法があったのか、全職員が当時、地震、津波の情報収集や避難所の開設、支援物資の手配など、初動体制の整備に奔走しており、問題の原発の非常事態には十分対応できたのかどうか伺いたいと思います。

2点目は、廃炉についてです。

福島原発事故は収束もしておらず、放射能汚染水処理は非常事態となっているのはご承知のとおりです。廃炉のプロセスも解決できていないなど課題が山積です。そのようなもとでいまだに15万人以上の人々がふるさとや自宅を追われ、かわりに降り注いだ大量の放射性物質が残っています。原発は絶対に受け入れられるものではありません。世論調査でも原発再稼働反対が賛成を大きく上回っています。

ところが安倍内閣は成長戦略の中で、「原発再稼働に向けて政府一丸となって最大限取り組む」と明記し、原発ゼロを願う世論に真っ向から挑戦するものとなっています。国の原子力規制委員会は、新たな規制基準を決定し、7月以降再稼働の申請があった原発の適合判断を行い、その上で立地自治体の同意を得て最終的には政府がゴーサインを出すという流れが強まっております。

茨城県は、東海第二原発の再稼働について、知事は地元自治体と協議していくと言っておりますが、東海第二原発は稼働してから34年がたち老朽化しております。30キロメートル圏内には94万人が暮らしており避難は困難です。東海第二原発が電力を供給している東京電力管内において電力不足は生じておりません。したがって、5万人以上の常陸太田市民の命を守る立場に立って、再稼働は認めない、廃炉を表明するよう求めますが、ご所見を伺います。

2番目に、自然エネルギー活用の現状と今後の方針について伺います。

1点目は、対策の現状と今後の方針についてです。

自然エネルギーを活用し、エネルギー自給率を高めることは、地球温暖化防止はもちろんのこと、地域に新しい仕事と雇用を創出する上で地域経済の活性化にもつながります。私は繰り返しこうしたことを取り上げて、自然エネルギー、再生可能エネルギーの活用の取り組みについて質問してきました。

昨年、平成24年度当初予算に再生可能エネルギー推進事業費として調査費を計上し、太陽光や水力など自然エネルギーを活用するための可能性調査を実施しております。自然エネルギーの活用の場所や種類を選定して実現可能な調査結果をまとめていきたいということでした。

そこでお伺いいたします。昨日も説明されましたが、メガソーラを設置した日本コムシスがありますけれども、民間ベースは質問の時間の関係上結構です。本市におけるこれまでの取り組みの現状と、今後さらにどう進めていくのかについて伺います。

2点目は、新たな環境基本計画についてです。

今年は環境基本計画の目標期間2009年4月から2014年3月までの5年間の最終年に当

たります。この5年間を第1次とすれば、第2次計画について市環境審議会、市民環境会議などの役割もありますが、2次計画に向けて策定作業がどのような方法で進められているのか、第1次計画にはない原発事故による土壌の汚染、保管など、計画の中に当然入ってくると思いますが、どのように計画をされているのか伺いたいと思います。

3番目に、指定管理者制度の導入の問題について伺います。

1点目は、指定管理者制度の推進問題についてです。

法改正が行われてから大分たちますけれども、私は今まで指定管理者制度について、当時設置者が的確に市民ニーズを把握し方針化できるのか、方針が正しく管理者に反映できるのか、契約期間がおおむね3年から5年ごとの入札で業者決定されることから、技能知識の蓄積や人材育成ができるのかなどの問題点を指摘してきました。

本市では、指定管理者制度を総合福祉会館、西金砂そばの郷、物産センター「こめ工房」、温水プールなど9団体、19の施設に導入しておりますが、今議会で市民交流センター、高齢者生産活動センターへの導入が提案されております。

私は、導入する場合に、地方自治体の権限を活用して地域に経済計画が及ぶよう区域内の事業者を指定したり、管理者の情報公開などを通じ、実際の働き手の雇用の安定や労働条件の確保を図るなどの工夫が必要だということも主張して、JA茨城みずほやふるさと振興公社、あるいは医師会、歯科医師会が管理者となることについてこれまで賛成をしてきました。現在、次から次と指定管理者制度に移行されていますが、本市としてどのような基本的な考え方、方針で今後推進していくのかについて伺います。

2点目は、市民交流センターへの導入問題についてです。

指定管理者に関し提案を受ける中身について、常陸太田市民交流センター事業運営委員会について、この2点についてまず伺います。

1点目の市の公の施設に係る指定の手続等に関する規定によって必要な書類を添えて申請することになりますが、その中での事業計画書の主な内容について伺います。

2点目は、事業運営委員会は現在10名で構成されており、教育次長もメンバーになっております。主に自主企画事業計画などをもとに、市民交流センターの設置目的に沿って事業推進の重要な委員会として位置づけられておりますが、指定管理者制度に移行した場合でもその位置づけは変わらないのかどうか伺いたいと思います。

4番目に、平和事業について伺います。

1点目は、平和市長会議への加盟についてです。

私は一昨年の9月議会で平和市長会議——今年6月の平和会議で「平和市長会議」から「平和首長会議」への名称変更になりましたけれども——その加盟を提案しました。その質問後、まもなく本市でも加盟されましたけれども、本市における広島、長崎の被爆の実相を伝える活動や平和授業の実施が期待されるところです。

今年4月のNPT再検討会議第2回準備委員会において、74カ国が共同で発表し、最終的には80カ国が賛同した核兵器の人的影響に関する共同声明に日本政府が賛同しないという大変

残念な出来事があったことについて、平和首長会議が日本政府に対して唯一の被爆国として核兵器の非合法化を目指し取り組んでいる国々と連携を図り、核兵器のない世界の実現に向けた国際的機運をさらに高めるとともに、核兵器禁止条約の早期実現に向け、具体的交渉開始のリーダーシップをとるよう要請文を提出するなど積極的な役割を果たしております。

また、平和首長会議は、2020年までに世界の核兵器をなくするという目標を掲げています。平和首長会議では、加盟都市5,000突破記念原爆ポスター展の一斉開催を全加盟都市に呼びかけるなど、2013年から2017年度までの5年間の平和首長会議行動計画でさまざまな取り組みをしております。本市にもそのような呼びかけが来ていると思いますけれども、本市として今後の取り組みの計画などについて伺います。

2点目は、平和授業の今後の取り組みについて伺います。

今年の原水爆禁止世界大会の長崎決議、長崎からの呼びかけは、「核の被害者をつくらせない」の願いをひとつに原発の再稼働と輸出に反対し、原発からの脱却と自然エネルギーへの転換を求める運動との共同を一層強めましょう、核兵器と原発との危険な関係や放射線被害の実態について学び、知らせましょうと、このようなことが呼びかけられたわけです。ますます平和授業、平和教育が重要になっていると思います。

私は今まで、一般質問で毎年の予算要望の中でも平和展の開催や平和大使派遣事業などを要望してきましたが、本市の平和授業の今後の取り組みについて伺います。

最後5番目になりますが、小中学校の教育環境の整備について伺います。

1点目は、小中学校の普通教室へのエアコン設置についてです。

今年の夏も連日35度を超える猛暑日が続く、夏休みが終わり9月に入っても続いています。熱中症で多くの高齢者が亡くなるという痛ましい事件が全国で起き、ニュースでもエアコンを上手に使った熱中症予防の注意を促していました。熱中症の恐ろしさを実感した夏です。今や夏の生活にエアコンは必需品です。

常陸太田市内の小中学校には、パソコン室、保健室、職員室、そして一部の学校——これは金砂郷地区の学校だけに、旧金砂郷町時代に図書館のエアコンが設置されておりますが、普通教室は未設置の状況にあるわけです。学校では夏の猛暑対策に大変な苦勞をされております。バザーの収益金を寄附してもらい、1教室に二、三千円の家庭用の扇風機1台を置いてしのいだり、教室外昇降口などにミストシャワーを使用したり、また、子どもたちに水筒を持たせたりしております。現場では、子どもたちの健康を守るためにできる限りの涙ぐましい努力をされておりますが、勉強に集中できる環境とはほど遠い状況です。このような状況を1日も早く改善すべきではないでしょうか。

文科省は、教室の温熱環境の基準について、「学校保健法」による規則では、「教室の温度は夏は25度から28度であること、湿度は30%から80%が望ましい」としております。全ての子どもに教育を保障する立場から、どの子にとっても快適に学び生活できるという環境を整備していくという観点を大切にして、全ての小中学校の普通教室にエアコンの設置を求めますが、いかががお考えかお伺いいたします。

また、小中学校の普通教室は、学校の統廃合により普通教室の数は200室ほどになると思いますけれども、小中学校にエアコン設置をするのに市の予算、国から3分の1の補助があると思いますけれども、それぞれ幾らになるのか試算されていると思いますので伺います。

6月から建設が始まった里美地区統合小学校にエアコンを追加工事として検討してはどうかと、この件についてもお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

〔佐藤啓総務部長兼政策企画部長 登壇〕

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 まず初めに、東海第二原発の再稼働問題と地域防災計画についてのご質問の中の、地域防災計画の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の福島第一原発の教訓を市の防災計画にどう生かすのかというご質問についてでございますけれども、福島第一原発事故の教訓としては、想定されていたよりも広い範囲に被害が及んでいるということ、また、情報収集や連絡体制の中心となるオフサイトセンターが機能しなかったことなどにより住民などへの正確な情報伝達ができなかったこと、また、広域的な避難計画や安定ヨウ素剤の配布などの応急被曝対策計画が策定されていなかったことによる住民の混乱等が指摘されておりまして、これらの教訓から国の指針や県計画の修正が行われているところでございます。

本市の地域防災計画の原子力災害対策計画につきましても、このような福島原発事故の教訓を踏まえた国の指針や県計画に基づきまして、第1段階としましては、災害対策の区域、EPZの10キロ圏から今後はUPZの30キロ圏へとということで変更されました。また、情報収集連絡体制としてのオフサイトセンターが適切に機能するように規定が明確化され、これに伴う住民への正確な情報伝達などについて防災計画を修正してまいりました。

なお、現地調査に行ったのかというご質問については、これについては行っていないという状況です。

2点目の広域避難計画についてでございますけれども、今回の修正におきましては、原子力災害対策の根幹となる避難計画や応急被曝対策、安定ヨウ素剤の配布についてはPAZ圏内が示されておりますが、UPZ圏内は未定ということで、このような内容が課題事項としてまだ残っておりまして、今後さらに修正を加えていくこととしております。

県におきましては、今年度中に避難計画などの残された課題について、市町村と連携しながら計画を修正していくということにしていまして、この動きに合わせまして本市の計画も修正を行っていきたいと考えております。したがって、3点目の県からのシミュレーションを受けての避難計画の策定のご質問につきましては、現段階において県から避難方法やルートなどの具体的なシミュレーションが示されていないという状況でございますので、これらが示された時点で分析を判断してまいりたいと考えています。

なお、避難計画については、他市町村や他県にもまたがるものであり、市独自での策定は困難でありますから、県や周辺自治体と足並みをそろえて策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、東海第二原発についてのご質問にお答えをいたします。

事故時の通報連絡体制についてでございます。茨城県原子力安全協定に基づき、事業所から事故があった場合には通報が入ることになっております。協定におきましては、東海第二発電所を含む14の事業所が対象になっておりまして、勤務時間内におきましては本庁へ電話及びファクスにより、勤務時間外においてはあらかじめ指定された防災担当の職員に対し24時間体制で通報が入るものとなっております。

また、市におきましては、受信をいたしました防災担当職員——総務課長を含む7名でございますけれども——から秘書課職員を経由して市長及び副市長に連絡する体制をとっています。緊急時には防災担当職員から直接市長、副市長に連絡する体制をとっています。また、このような体制のほか、総務部長を初め防災関係の職員には、緊急連絡用の一斉メールの配信により連絡、招集できる体制も整えているところでございます。これらの通報における事故の状況に応じまして、支所も含め必要な対応、対策をとることになります。

また、東日本大震災時にどのような連絡体制をとっていたのかということでございますけれども、東海第二原発に係る事故ではなく、福島事故ではありますけれども、東海第二の敷地内のモニタリングポストにおいて高い放射線量が測定されたため、これに係る通報がございました。また、東海第二原発の情報としては、3つの電源のうち1つの電源が停止したため、原子炉の緊急停止をしたことについての通報がございました。

2点目の廃炉についてでございますけれども、現時点におきましては、廃炉あるいは再稼働も含めた原子力発電への賛成、反対の判断ができる状況ではないと考えております。国のエネルギー政策についての考え方がいまだ示されていない状況や、原子力施設における安全対策がどこまで有効であるかなど不明な点もございます。また、住民の安全の確保ということにつきましてもUPZへ範囲が拡大されたことについて、その避難計画の具体的な内容が示されておらず、国・県の責任において有効な具体的な施策が示されなければ、市町村における地域防災計画の見直しは非常に困難であることから、原子力発電の再稼働について現時点においては容認することができないという考えでおります。原子力災害につきましては、一自治体対応が困難なものが多数あることから、今後示される国の考え方や施策を見きわめた上で判断をしてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度の問題についての中の、どのような基本的な考え方で指定管理者制度の導入の推進をしているのかというご質問にお答えをいたします。

指定管理者制度ですけれども、この制度は住民の利用に供する公の施設であって、民間事業者等有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に地方自治法の中に設けられたものです。

本市においてもこの制度の趣旨を踏まえまして、民間事業者等を活用することにより住民サービスの向上が図られるのか、あわせて管理経費の削減が図られるのかという観点で導入を推進しております。

次に、平和授業についてのご質問の中の、平和市長会議への加盟についてのご質問にお答えを

いたします。

議員ご承知のとおり、平和市長会議は世界の都市が緊密な連携を築くことによって核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現を目指しているNGOでございます。議員のご発言にもございましたように、本市では平成22年3月に加盟をしまして、以来核兵器禁止条約の早期実現を目指した取り組みの推進、具体的には核兵器廃絶の動きに逆行する行為に対する抗議文の送付等への賛同、署名などに参画をしております。

どのような考え方で加盟をしたのかということについてですが、本市では平成7年6月に核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現を願い、核兵器廃絶平和都市宣言を行っておりますが、今日における核を巡る世界情勢等を見ますと、依然として複数の国々で核実験や核兵器開発を進めている状況が見られるなど憂慮すべき状況にあり、また中近東、北アフリカ、中央アフリカなどにおいて、生命と平和の尊さが脅かされるような動きが見られることなどから、改めて世界の多くの都市とともに個々の意識を高めながら緊密な連携のもとで恒久平和実現に向けて活動していくことの重要性を認識し、加盟をいたしましたものでございます。

議員の発言でも触れられておりましたけれども、今後は近隣自治体の取り組み、また、加盟団体の取り組みなどを参考にしながら、多くの市民の皆様とともに身近なところから生命と平和の尊さを考えられるような取り組みを実行してまいりたいと考えております。

次に、平和授業の今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

太平洋戦争で大きな戦禍を受けた近隣事態などでは、当時の戦禍の記録や写真などが残されているために、それらの展示等を行うことを通じて身近な問題として生命や平和の尊さを考えていただく取り組みが行われているということは承知しております。

一方、本市におけるこれまでの平和授業としては、市立図書館において8月を戦争や平和を考える月間に位置づけまして、平和や核問題、悲惨な戦争などをテーマに書かれた本をカウンター前の特設コーナーに並べ、多くの市民の皆様にご覧いただき取り組みを行ったり、本年8月10日には、ビデオライブラリーで戦争童話集のDVD上映会を開催したりといった取り組みが行われてきておりますが、今後も市民に身近なところで戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、ともに考える場づくりを行うことを基本に、取り組みの具体化を図ってまいりたいと考えております。

授業化に当たりましては、小中学校などにおいて平和教育や人権教育がさまざまな学科、学習過程において丁寧に行われていることを踏まえ、児童生徒の参加による取り組みができないかどうか、また、人権啓発に係る授業と連携した取り組みができないかどうか、さらには、他団体や市民団体などとの取り組みと連携した授業展開ができないかなど、関係者や関係団体と相談をしながら幅広い視点から実施事業の検討を行ってまいりたいと考えております。

○後藤守議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 自然エネルギーの活用現状と今後の方針についてのご質問にお答えをいたします。

まず、本市の対策の現状についてでございますが、本市では環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んできております。平成22年度からは一般家庭への太陽光発電システムや高効率給湯器の設置費用の補助を開始し、8月31日現在でございますけれども、1,919世帯への補助を行ってきたところでございます。

また、再生可能エネルギーの施設として、里川町に風力発電設備1基を、市役所本庁舎や峰山中学校など7施設に太陽光発電設備を設置しており、本年度におきましても生涯学習センターなど4施設に太陽光発電設備を設置する予定であり、うち3施設につきましては、非常事態用の蓄電池を備えた設備を設置する予定でございます。

また、小水力発電につきましては、昨年度に小水力発電の可能性の概略的な調査——予備調査を行いまして、今年度につきましては、県の再生可能エネルギー等導入推進基金事業の中で、県や地域と連携して地域の資源を生かした活用の具体策の検討を進めているところでございます。

次に、今後の方針と新たな環境基本計画についてでございますが、新たな環境基本計画につきましては、現在関係各課で構成した策定委員会において計画原案の作成などを進めており、さらに今後は外部組織である環境審議会や市民環境会議での審議、並びにパブリックコメントを踏まえながら策定し、年度内に計画決定する予定でございます。

新しい計画の中では、地球温暖化対策や循環型システムの構築の観点に基づき、引き続き再生可能エネルギーの普及推進を重点施策の1つとして位置づけ、太陽光発電や小水力発電等の取り組みを行っていく考えでございます。

また、放射能対策として除染事後モニタリングの実施と監視、仮置き場の管理と最終的な処理対策、学校、公共施設の除染土壌等の管理、農作物や水の放射性物質検査、そしてこれらの広報についても新しい計画に盛り込んでいく考えでございます。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 まず最初に、市民交流センターへ指定管理者制度の導入問題についてのうち、指定管理者に関し提案を受ける中身についてお答えいたします。

指定管理者の指定を受けようとする団体等は、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、管理を行おうとする施設の事業計画書など5種類の書類を添えて申請期間内に申請することになります。

特に管理を行おうとする施設の事業計画書の内容といたしましては、施設の管理運営に関する基本的な考え方、あるいは施設の利用促進計画、広報PR計画、そして施設の財務運営のあり方に関する考え方、芸術・文化振興に関する業務の実施方法などの項目がございますが、その細部にわたっての提案を受けることになります。

次に、常陸太田市民交流センター事業運営委員会についてお答えいたします。

常陸太田市民交流センター事業運営委員会は、市民の文化の向上と地域住民の交流を目指し、市民ニーズに応えられるような事業実施が図られるように、さまざまな観点から市民交流センターの事業推進に関することを検討する機関として、平成19年9月に組織されました。委員は市

民の代表，文化団体関係者及び行政関係者など10名で組織されております。会議は年2回以上開催され，事業計画や事業報告などが協議・検討されております。指定管理者制度への移行後につきましても，引き続きこの委員会を活用して，自主企画事業計画など重要事項を協議・検討してまいりたいと考えております。

次に，小中学校の教室へのエアコンの設置についてでございます。まず，暑さ対策についての考えでございますが，近年の夏の猛暑に対する当面の対策といたしましては，環境省から出されます熱中症予防のマニュアルなどを活用し，児童生徒の健康観察を徹底して行うことを初め，健康学習，保健学習の実施や必要に応じて半袖の体操服への着がえ，家から水筒を持参させて小まめに水分をとったりするなどの指導をしてきております。環境面では窓やドアを大きく開放して風の通りをよくするとともに，学校によってはミストシャワーを設置し，屋外での体感温度の低下に努めているところでございます。このように，児童生徒自ら暑さから自分を守るということも大事でありますので，工夫しながら暑さ対策の生活をするよう今後とも指導してまいりたいと思っております。

一方，エアコンなど教室棟への環境整備をするに当たっては，健康面，あるいはコスト面からどのような方法がよいのか，慎重に考えていく必要があるかと思っております。

次に，小中学校の全ての普通教室にエアコンを設置した場合の試算でございますが，小学校において普通教室として使用している部屋は132室，同じく中学校においては60室あり，計192室が設置対象となります。

まず，小学校の試算額でございますが，最も大きいのが太田小学校で3,500万円，来年度統合であります現在の段階で最も小さい賀美小学校で2,000万円程度です。平均しますと1校当たり2,500万円で，小学校14校では3億4,300万円となります。

中学校では，最も大きいのが瑞竜中学校の2,700万円，最も少ないのは里美中学校の2,000万円で，平均しますと1校当たり2,300万円，中学校8校では1億8,200万円となります。

小中学校エアコン設置費用合わせますと，あくまでも概算でございますが，総額5億2,500万円となります。試算において小規模校においても2,000万円程度の経費がかかりますのは，学校に設置されている一般にキュービクルと言われる高圧受電設備の容量が不足するため，これを改修する必要があるために，この結果1室当たりの単価は大きな差が生じます。

なお，学校への省エネルギー型空調設備の導入については国庫補助の対象となっておりまして，必要経費の3分の1が補助されることとなっております。本市においては耐震工事が一段落した後において，老朽化した工事の大規模改修等について検討する必要がありますので，エアコン導入につきましてもあわせてそのときの検討課題とさせていただきます。

次に，里美地区統合小学校へのエアコンの導入についてでございますが，里美中学校を増築する形での里美地区統合小学校でございますが，普通教室4室，特別支援教室2室，図書室など建設工事を行っているところでございます。このうち図書室及びもう一室「学びの広場」という多目的な教室になりますけれども，これは児童同士，あるいは先生方との触れ合いができて勉強ができる部屋でございます。この2室にエアコン設置を予定しております。

増築部分全部に空調を設置しますと、小学校と中学校が一体となった施設の中で、小学校部分だけが全館空調といった偏った状態にもなってしまいます。先ほど申し上げましたように、本市においては耐震化工事が一段落した後において、老朽化した校舎の大規模改修等について検討する必要があると考えておりますので、エアコン導入につきましても、その際にあわせて検討課題とさせていただきます。

○後藤守議長 宇野議員に申し上げます。この質問につきましては、宇野議員が質問したことに対して全員で会議を開いているわけです。また、執行部も質問されたことに答弁しているわけですから、その辺を十分承知して発言をしていただきたいと思います。

宇野議員。

〔２２番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○２２番（宇野隆子議員） ５番目の小中学校へのエアコン設置の件についてですけれども、教育長のお話の中でおおむねわかりました。

今、各学校でいろいろ努力しているミストシャワーの件ですけれども、これについては小学校で調べましたら、１４校あるうち８校が設置して６校が設置予定なし、中学校においては８校のうち５校がミストシャワーを設置して３校は設置の予定なしと学校によってもさまざまで、どのように使われているのか、どこに置いてあるのかということで、私も小学校を見てきましたが、霧のようなシャワーがふわっとかかるだけで本当に一瞬だけなんです。でも、こういうものも暑さ対策として当面必要ですので、教育委員会の中できちんと財源をとって、エアコンにかわるもので暑さ対策としてやれるものは全校配置と、このことについてどのようにお考えですか。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまのミストシャワーにつきましては、まだ未設置の学校がございますので、これは教育委員会主導で設置するように努めてまいります。経費につきましても５，０００円以内ということですから、経費については学校と協議しながら進めてまいります。

○後藤守議長 宇野議員。

○２２番（宇野隆子議員） それでは、１番の東海第二原発の再稼働問題と地域防災計画に移りたいと思います。

常陸太田市防災会議が現在２５名で構成されております。私はこの中に原電の社員もメンバーに入れたらどうかと思います。原電にもきちんと原子力防災対策計画で責任を持ってもらうという意味で、入れることについてはどのようにお考えか伺います。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 ご質問にお答えいたします。

平成１１年のＪＣＯの事故以降、茨城原子力協議会から原子力施設安全調査員として、週２日総務課においていただいているという状況でございます。この調査員が原子力の専門的知識、経験を有するものということで、現在は原電のＯＢということになっておりますけれども、通常時の原子力防災関係の事務ですとか、今回の防災計画の修正におきましても専門的な見地から助言などをいただいているという状況でございます。現在のところはこのような対応でいきたいと

いうことで考えています。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 防災計画の見直しについてですけれども、住民の避難計画を具体化すればするほど市民を安全に被曝させずに避難させることはできないと、私は策定の中でそういう矛盾に突き当たるのではないかと。それは先ほどの1回目の一般質問でも申し上げたとおりです。

県のシミュレーションを民間に36パターン出させましたけれども、これは原発事故単独の事故です。先ほども言いましたけれども、橋の陥没、道路の陥没等々、そういう要素が含まれていないという中でシミュレーションだったと、ここに問題があるということです。ですから、シミュレーションについても県が示された中でと言っていますけれども、そういうことも含めてどのように考えるのか、避難計画は作れないと、そういう結論も出るのかどうか、それについてはどのように考えておりますか。

○後藤守議長 答弁を求めます。総務部長兼政策企画部長。

○佐藤啓総務部長兼政策企画部長 お答えします。避難計画についてですけれども、まず、大前提といたしまして、国で防災基本計画というものを作ります。それに従いまして国の行政機関ですとか都道府県とか市町村がそれぞれ防災計画を作っていくわけですが、それぞれの防災計画というのは整合性がとれていて、それぞれに抵触してはいけないということになっています。それは「災害対策基本法」の中にも書かれています。ですので、避難計画を策定しないということとは基本的にはあり得ないということです。それはまず法的にそうなっているということが1つ。

それから、原子力発電所の廃炉云々とは別に、そもそも原子力発電施設が動いていなくてもさまざまな原子力施設が周辺にはございます。なので、そのようなものの事故に備えて避難計画を策定しておかなければいけないということですので、当然避難計画が実現不可能なものであってはいけませんけれども、避難計画を作って、そして今議員からご指摘あったように、それが実行可能なものであると、ならしめるということが必要なのではないかと考えております。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 先ほど申しましたけれども、避難計画は東海第二原発の事故で94万人の方が30キロ圏内に住んでいるわけです。これは全国一の密集地にあるということなんです。それで県知事も、例えば5キロ圏内で避難したとしても、一番短い時間で15時間、一番困難なことを考えたときには35時間とかかかるだろうと。そういう部分を考えると、この避難行動計画を立てるのは非常に難しいと思うわけです。この避難計画を立てろというからどうしても立てると。でも実行不可能な計画では何の役にも立たないわけです。そういう面では、やはりきちんとできないものはできないということを表明していく必要があるのではないかと私は思います。

たとえ無理やり避難計画を立てたとしても実行不可能であって、常陸太田市民5万2,000人が避難できないと。こういうような計画であっても避難計画ができたんだから東海第二原発の問題については行動計画はできましたよと、こういうことではないと思うんです。やはり確かな防

災計画というのは、もう老朽化した東海第二原発の再稼働を認めないと、廃炉にと。知事と自治体が協議していくということですから、そういう場面で意思を示していくことが私は市民から求められていることだと思いますけれども、このことについては市長にご見解を伺いたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

○大久保太一市長 これまで宇野議員からは原発の廃炉等について再三ご質問をいただきました。答弁をしてきたことと今日現在も変わっておりませんが、私は前にも答弁しましたように、日本の原発を今後エネルギー基本政策の中でどういう方向に持っていくのか、まずはその根幹をなすところをきちんと見直す必要があると思っております。そういう意味では、つい最近ですけれども、安倍首相は年内ぐらいにエネルギー基本計画の見直しを進めると明言されているところがあります。

そういう中で、国民の生活、そしてまた経済活動等の疲弊を来さないことを条件として、原発依存度の軽減を図るということは国民全てが一致している考え方であると思えます。エネルギー基本計画では廃炉になったところもありますけれども、54基の原発を稼働させようとしてきたエネルギー基本計画現計画を大至急見直すべきだと思います。その中で絞り込みを行う必要があると思っております。

絞り込みをする1つの条件としては、例えば東海第二原発のように、できてから34年も経過している、いわゆる劣化をしているような施設等々については再稼働の対象から外していくべきだと、基本的にはそういうふうを考えております。そしてまた、それらについては、国の原子力規制委員会等がきちんとした役割を果たして、その中で安全性に関してきちんと判断をしていくべきであると。

一方、地域におきましては、先ほど来議論が出ておりますように、避難計画が本当に実行可能な計画になるのかどうか、そしてまたその計画が市民にとって納得のいく理解のいただけるような計画になるということが大前提であります。それらを総合的に判断した上で、東海第二原発の再稼働云々については、部長答弁のとおり判断をするような状況にございませんので、ただいま申し上げたような条件が整った上で判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） はい、わかりました。

規制委員会のほうで新しい適正基準を出しましたけれども、東海第二原発は再稼働に向けた申請書を出しているわけです。私も日本共産党はそれはやめろというようなことを言いました。やはり住民の安全を守るためには東海第二原発は廃炉しかないと、このことを述べまして一般質問を終わります。